

医療費支給申請書兼口座振替依頼書について

小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方が、有効期間の初日から受給者証が届くまでの間に支払った医療費について板橋区から支給を受けるための申請書です。ただし、小児慢性特定疾病医療の還付請求ができるのは、医療機関窓口で医療保険適用後の3割（2割）負担をしていただいた方のみですので、該当する医療費がない場合は提出の必要はありません。

1.対象の医療費

次の（1）から（4）までをすべて満たす医療費が対象です。

- （1）受給者証に表示された疾病を治療するために受けた診療・調剤・訪問看護であること
- （2）受給者証の有効期間内に受けた診療であること
- （3）医療保険が適用されているものであること（生活保護の方を除く）
- （4）受給者証に表示された月額自己負担限度額を超えて支払ったものであること

2.乳幼児医療証（㊟医療証）、子ども医療証（㊦医療証）、高校生等医療証（㊧医療証）、心身障害者（児）医療証（㊨医療証）、ひとり親家庭等医療証（㊩医療証）をお持ちの方～小児慢性特定疾病医療受給者証の使用上の注意～

- （1）小児慢性特定疾病医療受給者証は㊟医療証、㊦医療証、㊧医療証、㊨医療証、㊩医療証より優先適用となります。
- （2）医療機関窓口では、小児慢性特定疾病受給者証と併せて㊟医療証、㊧医療証又は㊦医療証又は㊨医療証又は㊩医療証を御提示ください。
- （3）既に医療機関窓口において、㊟医療証、㊦医療証、㊧医療証、㊨医療証、㊩医療証のみを提示して精算されている医療費は、小児慢性特定疾病医療費助成について還付請求を行うことはできません（ただし、この場合でも入院時食事療養標準負担額については還付請求を行うことができます）。

◎入院時食事療養標準負担額の還付請求例（小児慢性特定疾病医療受給者証が届く前）

㊦医療証を医療機関等窓口で提示し、精算を行った場合

支払い内容…医療費 0 円、入院時食事療養標準負担額 13,800 円（1 食 460 円、食事回数 30 回）

13,800 円 ← 13,800 円 - 7,800 円 = 6,000 円（医療保険の保険者に償還払いの可否について確認をしてください）

7,800 円 ← 3,900 円（1 食 260 円の 1/2 が小児慢性特定疾病医療費）

3,900 円（1 食 260 円の 1/2 が患者自己負担額）

還付額は 3,900 円
になります。

※小児慢性特定疾病受給者の入院時食事療養標準負担額は 1 食 260 円です

3.必要書類

- （1）申請書は医療機関ごとに 1 枚ずつ必要です。用紙が不足する際はコピーしてください。
 - （2）医療機関等証明欄の証明を受けてください（原則、領収書で医療機関等証明欄の代用はできません。また、申請時に領収書を添付する必要はありません）。なお、証明費用は自己負担となります。
- ※すでに小児慢性特定疾病医療費助成を受けている場合は、上限額管理票の写しも必要です。

4.郵送先

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1

健康生きがい部 健康推進課 地域保健係